

健生食監発1022第2号
令和7年10月22日

各

都道府県 保健所設置市 特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の
強化について

標記について、別添のとおり農林水産省から各都道府県知事宛て通知を発出したとの情報提供がありましたのでお知らせします。

引き続き、食鳥処理場における鳥インフルエンザを疑う場合のスクリーニング検査及び感染の疑われる生体の搬入防止の指導等の実施について、御対応をお願いします。

[参考通知]

- ・「食鳥検査における高病原性鳥インフルエンザ・スクリーニング検査の実施について」 平成16年3月12日付け食安監発第0312001号（平成27年9月9日最終改正）
- ・「高病原性鳥インフルエンザ感染食鳥の食鳥処理場への搬入防止について」 平成17年4月13日付け食安監発第0413001号

7 消 安 第 4 3 9 3 号
令 和 7 年 1 0 月 2 2 日

厚生労働省健康・生活衛生局長
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長
環境省自然環境局長

殿

農林水産省消費・安全局長

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化
について

日頃より、家畜衛生の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。
このことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了
知の上、本病の防疫対策への協力につきよろしくお願いします。

7 消 安 第 4393 号
令 和 7 年 10 月 22 日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について

本日、北海道白老町の採卵鶏飼養農場において、高病原性鳥インフルエンザ（H5亜型。以下「本病」という。）の疑似患畜が確認されました。

本年9月12日には渡り鳥のルートである韓国の家きん農場において本病の発生が確認されています。さらに、環境省による野鳥における本病の監視でも、本年10月15日に北海道で回収された死亡野鳥（オオタカ）から本病ウイルス（H5N1亜型）が検出されており、これらを踏まえれば、既に我が国の環境中に広く本病ウイルスが侵入しており、全国どこで発生してもおかしくないことを念頭に、関係者が危機感を持って家きん飼養農場における本病の発生予防を図る必要があります。

本病の防疫対策については、「高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の徹底について」（令和7年9月8日付け7消安第3460号農林水産省消費・安全局長通知）を踏まえ、家きん飼養者等に対する御指導をお願いしております。今般の発生事例を踏まえ、改めて関係部局、関係機関、市町村、関係団体等と連携し、①家きん飼養農場における異状の早期発見・早期通報の徹底、②農場における発生予防対策の徹底、③農場周辺の水場・環境における野鳥及び野生動物対策の強化、④発生時における円滑な防疫措置の実施に必要な体制整備及び作業時のウイルス拡散防止措置の徹底について、関係者に御指導いただき、本病の発生予防及びまん延防止に万全を期すようお願いいたします。